岩手県ネーミングライツ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県広告取扱要綱第4条の規定に基づき、岩手県ネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「ネーミングライツ事業」とは、県有施設等の名称に企業名又は商品名等を 冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、岩手県(以下「県」という。)は施設命名 権者(以下「ネーミングライツスポンサー」という。)から対価(以下「ネーミングライツ料」という。) を得て施設の管理運営に役立て、本県のスポーツ又は文化の振興、県民サービスの向上等につなげてい く取組をいう。

なお、愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例で定める施設の名称は変更しない ものとする。

(対象施設の選定)

- 第3条 対象施設は、下記のそれぞれの条件を満たすものとする。なお、ネーミングライツ事業を実施することにより、当該施設の設置目的を妨げないこととする。
 - (1) 県が指定した施設について募集する場合【施設特定型】
 - ア スポーツ及び文化施設などで、不特定多数の県民が利用し、広告効果が見込まれるとともに、利 用者の増加や有効活用が期待されること。
 - イ 施設等の性格、利用者数及びメディア等に取り上げられる頻度などを考慮し、ネーミングライツ 事業の実施により一定のネーミングライツ料収入が見込まれること。
 - (2) 提案を募集する場合【提案募集型】

施設特定型において公募する施設を除く県有施設とする。ただし、施設名称の設定に経緯のあるものや施設の性格・運営上、企業名や商品名などの愛称を付することができないと判断するものは対象外とする。

(ネーミングライツ料の算定基準)

第4条

(1) 施設特定型

他の地方自治体が実施する類似施設の事例、施設の利用者数及びメディアへの露出状況等を勘案し、施設ごとに決定するものとする。その際、最低基準額を定めることができるものとする。

(2) 提案募集型

提案者の提案する金額を検討の上、決定するものとする。その際、最低提案金額を定めることができるものとする。

(契約期間)

第5条 契約期間は、原則として3年から5年とし、更新を妨げないものとする。

(ネーミングライツスポンサーの募集)

- 第6条 ネーミングライツスポンサーの募集は、原則として公募により実施することとし、募集に際して 必要な事項は、別途、募集要項に定めるものとする。
- 2 募集期間は、原則として1か月以上とし、岩手県公式ホームページや広報紙等への掲載、報道機関へ の資料提供等、多様な広報媒体を活用して幅広く周知するよう努めるものとする。
- 3 募集期間を終了しても応募がなかった場合は、当初募集条件のまま期間を延長するか、もしくは募集 要項に定める条件を見直し、再度公募に付すことができるものとする。

(ネーミングライツスポンサーの資格要件)

第7条 法人又は団体であること。なお、岩手県広告取扱基準第5の規定を適用するものとする。

(スポンサーメリット)

第8条 県は、ネーミングライツスポンサーに対し、施設に愛称を付与する権利のほか、施設の状況等に 応じて各種メリットを設定し、積極的に付与するものとする。

(愛称等の条件)

- 第9条 施設の愛称は、県民及び施設利用者に親しみをもって使用されるものであること。なお、岩手県 広告取扱基準第4の規定を適用するものとする。
- 2 ネーミングライツスポンサーが、スポンサーメリットの一環として、施設内に自社の商品等のポスターを掲示し、又はパンフレット等を配架する場合は、岩手県広告取扱基準第4の基準に該当するものを掲示又は配架してはならない。

(選定方法)

- 第 10 条 施設特定型による応募があった場合もしくは提案募集型による応募で施設所管課との協議が整った場合は、優先交渉者を選定するため、別に定めるところにより選定委員会を設置する。
- 2 選定委員会は、次の項目について選定基準を定めて審査し、優先候補者を選定する。なお、応募者が 1者の場合であっても、選定委員会において、ネーミングライツスポンサーとしての適格性等を審査す るものとする。
 - (1) 経営の安定性及びコンプライアンスへの取組
 - (2) 文化・スポーツ等を通じた岩手県への貢献実績及び今後の計画
 - (3) 希望する愛称
 - (4) ネーミングライツ料、期間等の契約条件

(契約の締結等)

- 第 11 条 県は優先候補者との調整を経てネーミングライツスポンサーを決定し、契約を締結するものとする。
- 2 県は、ネーミングライツスポンサーに決定した企業又は団体の名称、県有施設の愛称、ネーミングライツスポンサー料等について公表するものとする。
- 3 契約を締結したネーミングライツスポンサーは、次回の契約について優先的に交渉することができる。

(契約の解除)

第 12 条 ネーミングライツスポンサーに、広告取扱基準第 7 に該当する事態が発生し、又は事実が判明 したときは、県は、ネーミングライツスポンサーの合意を得ることなく契約を解除することができる。 この場合において、原状回復等に要する費用は、ネーミングライツスポンサーが負担するものとする。

(ネーミングライツスポンサーの責務)

- 第 19 条 ネーミングライツスポンサーは、愛称に関するすべての事項について一切の責任を負うものと し、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を 行ってはならない。
- 2 愛称に関して第三者に損害を与えた場合は、ネーミングライツスポンサーの責任及び負担において解 決しなければならない。

(協議)

第 20 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、県とネーミングライツスポンサー双 方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。